

国産野菜 安定供給で研修会

物流部会で共同配送推進へ

日本野菜協会

野菜の生産、加工、流通業者などで構成する日本野菜協会は、都内で研修会を開催した。農水省の担当者が昨年から始動した「国産野菜シェア奪還プロジェクト」と、今年6月に成立した「食料システム法」に関連する「合理的な費用を考慮した価格形成」についてそれぞれ説明を行った。また、協会内に新たに発足する「物流部会」の取組みとして、共同配送の方向が示された。研修会に

先立ち行われた臨時総会では、新会長として関孝範氏が就任した。

* *

マッチングなどを進めていく。

「国産野菜シェア奪還プロジェクト」は、加工・業務用野菜における国産の割合を高めることを目的にスタート。今年8月で350社超が参画する。今年度は、サプライチェーンの構築に向けた課題解決につながる取組みを展開するため、意見交換や地域別・全国規模で産地と実需者を結ぶ

「国産野菜シェア奪還プロジェクト」は、加工・業務用野菜における国産の割合を高めることを目的にスタート。今年8月で350社超が参画する。今年度は、サプライチェーンの構築に向けた課題解決につながる取組みを展開するため、意見交換や地域別・全国規模で産地と実需者を結ぶ

さらに、来年度事業として、「加工・業務用野菜の国産シェア奪還」(予算額10億9300万円)、「共同利用施設の整備支援」(221億2300万円)を用意。「加工・業務用野菜の国産シェア奪還」のうち「国産野菜周年安定供給強化事業」では生産者、中間業者、実需者等が連携した国内産地による周年供給を実現するための生産・

流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入などを支援する。

一方、「食料システム法」では、取引当事者間で「費用等の考慮を求めざる事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議」「商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組みの提案があった場合、検討・協力」を努力義務とする。協議の参考となるコストは、農水大臣が指定した品目について「コスト指標作成団体が公的統計などを活用して作成し、同大臣の認定を受ける。法の施行は来年4月から。現在は、努力義務に対応した「行動規範」

(判断基準)を省令で明確化することとして検討を進めている。

また、同法に基づき取引の状況、取引条件に関する協議の状況等を把握するため、来月頃から全国約2万社を対象に調査を実施する計画。参加した会員からは、「法を(取引先の)経営者だけでなく、買付担当者まで周知させることが必要」などの声が上がった。

物流部会が始動

同協会では新たに物流部会(部会長は岡野照彦・ドラブEVBR社長)を立上げ、共同配送に取組む。岡野部会長は「荷姿が均一、低温輸送が共通ニーズなど、食品こそ共同配送に適している」と見る。

部会には10社以上の物流業者が参画し、会員が簡単に共同配送を予約できるプラットフォームを提供する予定。10月以降、会員のニーズを把握するためのアンケートを実施し、今年度内にモデルケースを構築する計画。一方、緊急案件には即時対応をしていく考えだ。